

第1章 マニュアル作成の趣旨

1 はじめに

山梨県では、平成27年3月に、市町村行政栄養士及び山梨学院大学健康栄養学部と連携し、災害時における栄養・食生活支援に携わる者の役割を明確にするとともに、「第二次やまなし防災アクションプラン」（平成24年3月）及び市町村地域防災計画と連動した災害時の栄養・食生活支援体制を確立することを目的に本マニュアルを作成した。

マニュアル策定以降、令和3年には県と県栄養士会との協定が締結され、令和5年には「山梨県地域防災計画」及び「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」に「管理栄養士チーム」の活動が位置づけられた。また、令和6年3月に改定された「山梨県強靱化計画」においても、災害時の栄養・食生活支援体制の確保に関する方針が明記されるなど、栄養・食生活支援体制の整備は進展してきた。

また、熊本地震（平成28年）、西日本豪雨（平成30年）、東日本台風（令和元年）、球磨川氾濫（令和2年）、能登半島地震（令和6年）など、全国各地で大規模災害が相次ぎ、栄養・食生活支援に関する課題、それらへの対応に関する知見が蓄積されてきた。特に、受援体制の整備、迅速な派遣体制の構築、民間事業者との連携などは、災害対応上の重要な教訓が得られており、本マニュアルに反映させる必要があった。

このため今回の改訂では、特に「行政栄養士の受援及び応援（派遣）による栄養・食生活支援活動」及び「市町村、保健所、県（健康増進課）における住民への栄養・食生活支援活動」に重点を置き、被災住民の食生活や栄養状態がより早期に平常時へ回復できるよう、支援に携わる者が関係機関と速やかに連携し、専門性を活かした支援活動を迅速かつ効果的に展開できるようにすることを目指した。

今後も、継続的に検討を進め、より実効性の高い栄養・食生活支援体制の確立を図っていくことが必要である。

なお、本マニュアルに示す内容はあくまでも標準的な目安であり、実際の災害時には状況に応じて弾力的に運用されたい。

2 マニュアルの位置付け

本マニュアルは、「山梨県地域防災計画」及び「各市町村地域防災計画」における被災者の栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に進めるための目安となるものである。

なお、県では、本マニュアルとは別に、「山梨県災害時保健医療福祉調整本部活動マニュアル」を定め、災害時における保健医療福祉活動を円滑に推進するための活動指針としており、本マニュアルと併せて活用する。

3 マニュアルの特徴

本マニュアルは、災害時の栄養・食生活支援体制を整備するため、次の点を特徴として構成している。

(1) 災害時の栄養・食生活支援連携体制の整理 (第3章)

災害時に、関係機関が連携して栄養・食生活支援を行うための仕組みを示した。被害情報の収集と共有、県の保健医療福祉調整本部の役割、栄養士チームや関係団体との連携モデルをまとめた。

(2) 行政栄養士の受援、応援(派遣)に関する章の新設 (第4章)

新たに章を設け、行政栄養士が受援、応援(派遣)を行う際の活動内容やポイントを整理した。

(3) 住民支援に必要な事項の整理 (第5章)

避難所等における住民への栄養・食生活支援について、必要な事項や留意点をまとめた。

ア 「市町村」「保健所」「県(健康増進課)」の組織別に活動内容を示した。

イ 組織が連携する活動内容を一覧できる形式とした。

ウ 災害時に迅速かつ効果的に活動するためには、平常時からの体制整備・備えと共に、災害時に想定される状況にあわせた対応が必要となるため、平常時と災害時(フェーズごと)の活動を区分した。

エ 災害時要配慮者の対応は、平常時及び災害時(フェーズごと)に記載した。

オ 活動一覧表には、活用が見込まれる様式の番号(巻末資料)を併記し、関係機関が共通の様式を使用できるよう配慮した。

(4) 平常時・災害時に活用できる提示用資料の掲載 (巻末資料)

平常時、災害時の避難所等で使用できる提示用資料を、編集可能な形式で巻末に収載した。

<第1章に関連する基本的事項>

- ・ 山梨県地域防災計画(令和7年3月改正)
- ・ 山梨県災害時保健医療福祉調整本部活動マニュアル(令和8年3月改定)
- ・ 山梨県強靱化計画(令和6年3月改定)